



長崎県公報

目 次

- ◎ 長崎県南部海区漁業調整委員会告示
・ 漁業法第71条第5項の規定に基づく意見の聴取

所管課（室）名
長崎県南部海区漁業調整委員会

長崎県南部海区漁業調整委員会告示

長崎県南部海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法第71条第5項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和5年8月3日

長崎県南部海区漁業調整委員会会長 吉谷 均

1 内容

令和5年3月31日付け長崎県告示第256号により、知事が公示した長崎県南部海区漁場計画南区計第802号及び南区計第2502号に対して、当計画と異なる免許申請があった。このことについて、知事から意見を求められたことから、申請者に対して当委員会として意見を聴取するもの。

2 開催日時

令和5年8月17日（木） 15時30分から15時50分まで

3 開催場所

長崎県庁 3階 305会議室
長崎市尾上町3番1号

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト